

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称・^{カフシカイシャ キンキ}株式会社近畿プラミング
 住所 天理市佐保庄町344番地
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ヤマグチ ヒロキ}山口 郭貴
 電話番号 0743-66-2606
 FAX番号
 メールアドレス kinki.plumbing@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	葛城市 上下水道事業の管理 者の の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	平群町 水道事業管理者		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	三郷町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14			21	王寺町 水道事業管理者				

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社近畿プラミング

住 所 天理市佐保庄町344番地

代表者氏名 ^{代表取締役} 山口 郭貴

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヤマグチ ヒロキ 山口 郭貴	取締役 セガキ マミ 山口 真実
事業の範囲	土木工事業・建築工事業・とび、土木工事業・管工事業・石工事業 舗装工事業・塗装工事業・消防施設工事業・鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業・水道施設工事業・解体工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 近畿プラミング
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0043 住 所 天理市佐保庄町344番地 電話番号 0743-66-2606 F AX番号 0743-66-2606 メールアドレス kinki.plumbing@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
山 口 郭 貴	第 8 3 3 2 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 5 月 1 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用器具	塩ビ用パイプカッター	φ13～20mm	1個	
	〃	φ13～25mm	1個	
	〃	φ13～40mm	1個	
	レシプロソー	マキタ 電動	1台	
	バンドソー	新ダイワ 電動	1台	
	金切りノコ		1個	
管の加工用器具	ねじ切り機/旋盤	15A～80A REX	1台	
	やすり		1個	
接合用器具	挿入機	50A～	1台	
	パイプレンチ	13A～125A	1組	
	トーチランプ	ガスボンベ式	1組	
テストポンプ	水圧テストポンプ	手動式	1台	
配管・接合機械	PE融着機	REX	1台	
	サドル分水栓穿孔機	前澤給装	1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 近畿プラミング

住 所 天理市佐保庄町344番地

代表者氏名 代表取締役 山口 郭貴

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県天理市佐保庄町344番地
株式会社近畿プラミング

会社法人等番号	1500-01-025238
商号	株式会社近畿プラミング
本店	奈良県天理市佐保庄町344番地
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和4年1月11日
目的	1. 水道工事その他の土木建築工事業 2. 飲食店の経営 3. 物品の販売 4. 前各号に附帯関連する一切の業務
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 山口 郭 貴
	取締役 山口 真 実
	奈良県天理市佐保庄町344番地 代表取締役 山口 郭 貴
登記記録に関する 事項	設立 令和 4年 1月11日登記



奈良県天理市佐保庄町344番地
株式会社近畿プラミング

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 5月 8日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



整理番号 D302353

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

定 款

株式会社近畿プランニング

令和5年5月8日

原本に相違ないことを証明します

株式会社近畿プランニング

奈良県天理市佐保庄町344番地

代表取締役 山口 郭 貴

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社近畿プラミングと称し、英文では、Kinki plumbing Corp. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道工事その他の土木建築工事業
2. 飲食店の経営
3. 物品の販売
4. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主とし

て株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届け出)

第 11 条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第13条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主または親族1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第22条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

- 2 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

- 2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金5,000,000円とし、この全額を当会社成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年9月30日までとする。

(設立時役員)

第28条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	山口 郭 貴
設立時取締役	山口 真 実
設立時代表取締役	山口 郭 貴

(発起人の氏名及び住所並びに設立時発行株式に関する事項)

第29条 発起人の氏名及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び引換えに払い込むべき金銭の額は、次のとおりとする。

奈良県天理市佐保庄町344番地

山口 郭 貴

この割当株式数 500株 払込金額 金5,000,000円

(定款に定めのない事項)

第30条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社近畿プログラミングを設立のため、発起人山口郭貴の定款作成代理人である司法書士高橋美奈は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年12月16日

発起人 山口 郭 貴

上記発起人1名の定款作成代理人
大阪市北区天神橋3丁目3番3号
南森町イシカワビル7階
司法書士 高 橋 美 奈

高
橋
法
書
士

同一の情報の提供

提供の日付： 令和4年1月6日

公証人： 藤田 義清



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 21-1401000802001991

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

給水装置工事主任技術者

第八三三二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 鳥取県

氏名 山口 郭 貴

昭和四十八年四月十三日生

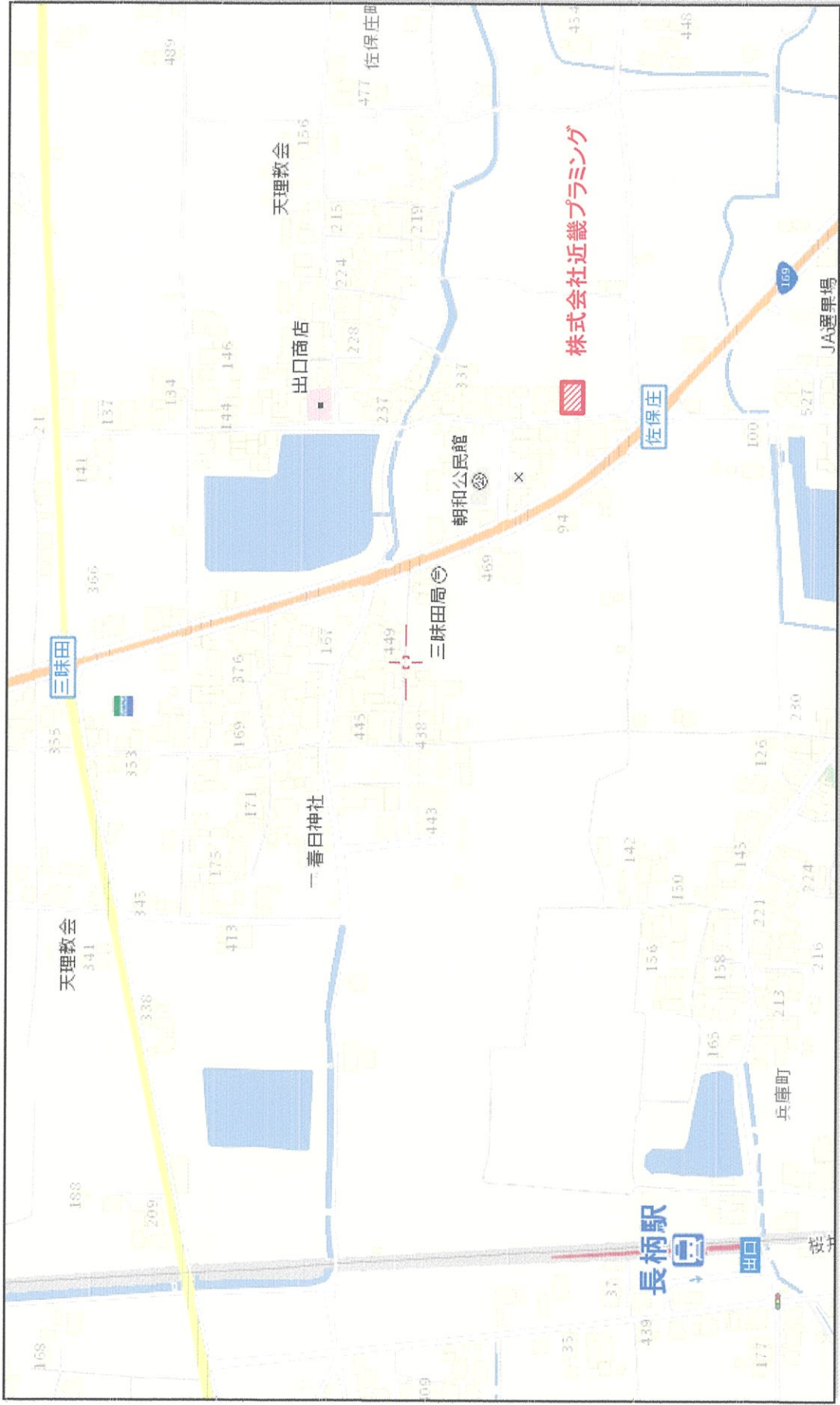
水道法(昭和五十年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

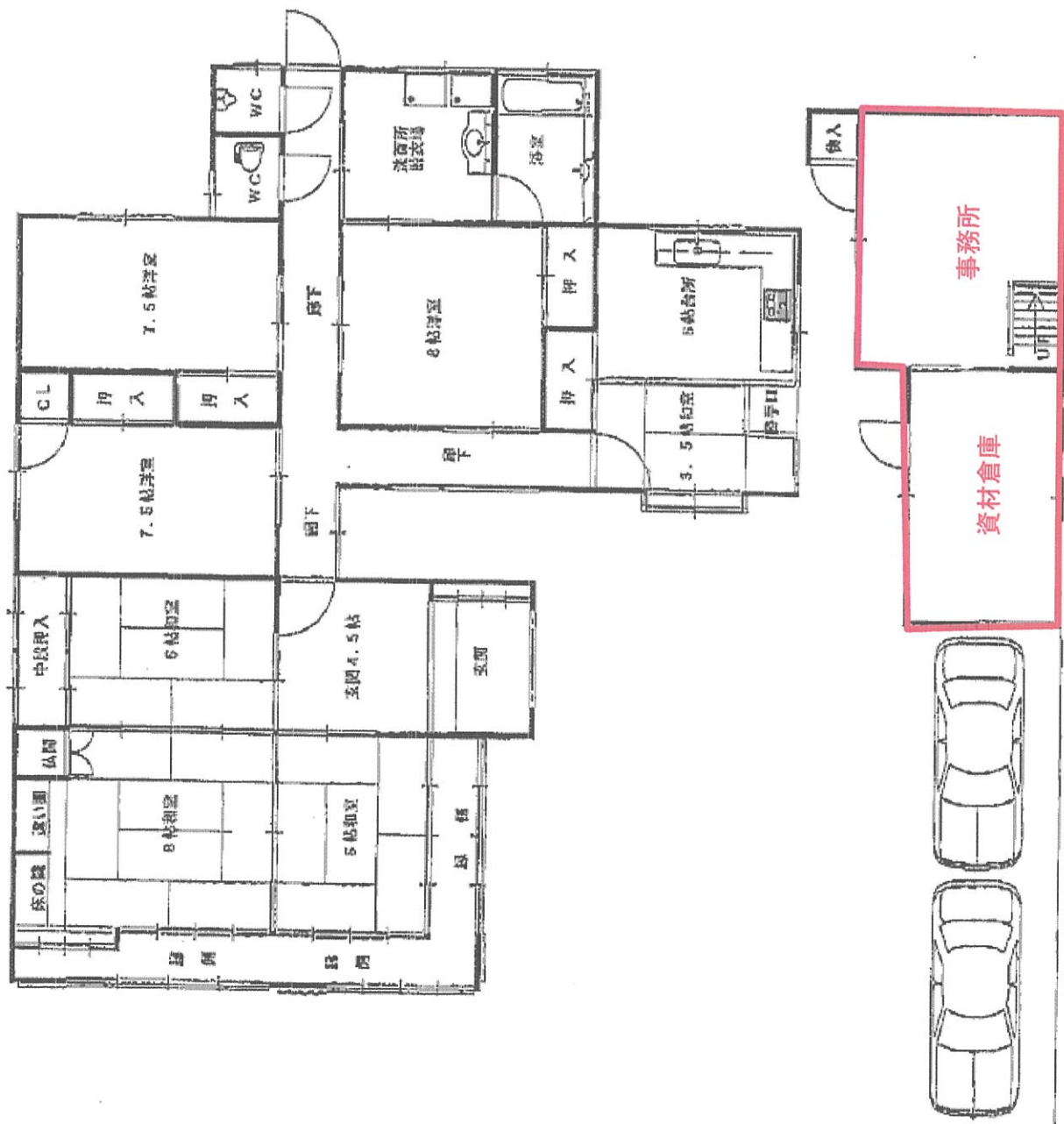
厚生大臣 小泉純一郎



事業所位置図：天理市佐保庄町344番地



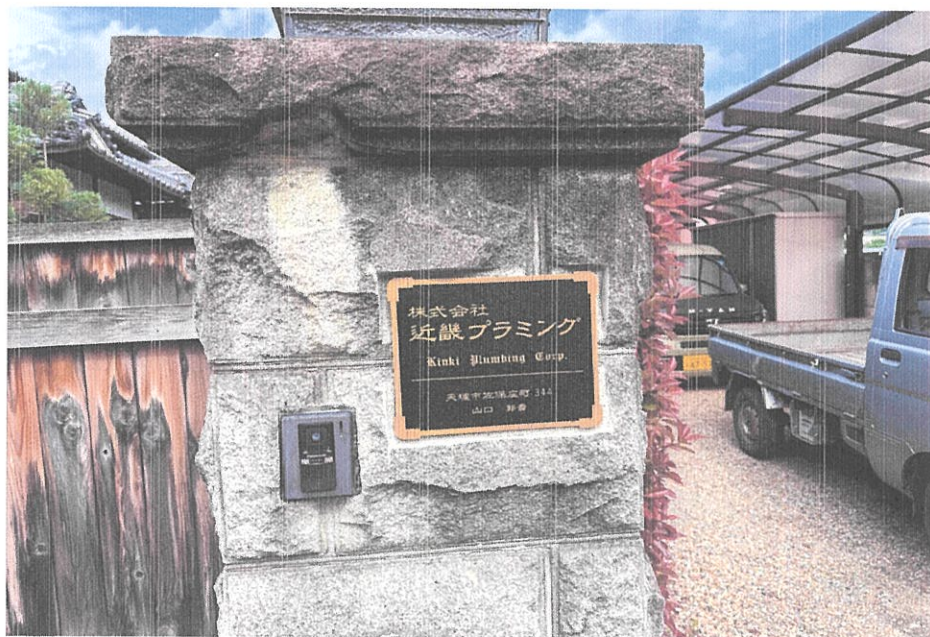
事業所見取り図



撮影箇所:事務所内



撮影箇所:事業所看板



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 近畿 ^{モント} プラッキング
 住所 天理市 佐保 本町 244 番地
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 山口 新吾
 電話番号 0743-66-2606
 FAX番号
 メールアドレス kinke.plumbing@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 月 日

株式会社 近畿プログラミング

〒632-0043

届出者 天理市佐保庄町 344 番地

代表取締役
山口 郭貴

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 近畿プログラミング	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
山口 郭貴	第 8332 号	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者

第八三三二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 鳥取県

氏名 山口 郭 貴

昭和四十八年四月十三日生

水道法昭和五十年法律第百五十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月二十五日

厚生大臣 小泉純一郎

